

別表第一中「文部科学省所轄機関(国立特殊教育総合研究所を除く。)」を「国立教育政策研究所」に改め、及び第九十二条第二項「を(以下、「所轄機関評議員会」という。))を(以下、「国立教育政策研究所評議員会」という。))に改め、国立特殊教育総合研究所及び国立女性教育会館の項、文化庁施設等機関の項並びに大学入試センターの項を削る。

別表第二中「大学入試センター」の項を削る。
別表第三中「文部科学省所轄機関(国立特殊教育総合研究所を除く。)」を「国立教育政策研究所」に、所轄機関評議員会を「国立教育政策研究所評議員会」に改め、国立特殊教育総合研究所及び国立女性教育会館の項、文化庁施設等機関の項並びに大学入試センターの項を削り、同表備考中「、大学入試センター」及び「入試センター運営委員で構成する会議」を削る。

別表第四中「文部科学省所轄機関、国立女性教育会館及び文化庁施設等機関」を「国立教育政策研究所」に改め、大学入試センターの項を削る。

この省令は、平成十三年四月一日から施行する。
○文部科学省令第二十六号
学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第八十八条の規定に基づき、大学の設置等の認可の申請手続等に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成十三年三月三十日

文部科学大臣 町村 信孝
規則の一部を改正する省令

大学の設置等の認可の申請手続等に関する規則(平成十三年文部省令第四十六号)の一部を次のように改正する。

第一条中第四項を第六項とし、第三項の次に次の二項を加える。

4 次の各号のいずれかに該当する場合において、当該各号に掲げる者が第一項の申請をしたときは、その者は、第二項の規定にかかわらず、同項第一号から第三号まで及び第五号に掲げる書類(医科大学等を設置しようとする場合にあっては、これらの書類に加えて前項各号に掲げる書類)を、開設年度の前年度の七月三十一日まで(文部科学大臣に提出するものとする)まで(短期大学を除く。以下この号及び次号において同じ。)を既に設置している者(放送大学を除く。次号において同じ。)が、

当該大学又は当該大学の学部を廃止し、その職員組織、施設、設備等(以下、職員組織等)という。)を基に、その収容定員の範囲内において、他の大学又は他の大学の学部を設置しようとする場合
二 大学を既に設置している者が、当該大学の学部又は当該大学の学部の学科を廃止し、その職員組織等を基に、当該大学の収容定員の増加を伴うことなく、当該大学に他の学部を設置しようとする場合
三 短期大学を既に設置している者(放送大学を除く。次項において同じ。)が、当該短期大学又は当該短期大学の学科を廃止し、その職員組織等を基に、その収容定員の範囲内において、他の短期大学又は他の短期大学の学科を設置しようとする場合
5 第一項の申請は、短期大学を既に設置している者が、当該短期大学の職員組織等を基に、当該短期大学の収容定員の増加を伴うことなく、当該短期大学に他の学科を設置しようとする場合においては、第一項及び第二項の規定にかかわらず、認可申請書に第一項各号に掲げる書類並びに第二項第一号から第三号まで及び第五号に掲げる書類を添えて、開設年度の前年度の十月三十一日までにするものとする。
第四条から第六条までを削り、第七条を第四条とし、第七条の二を第五条とする。
第八条第二項中「及び第四項」を、及び第六項とし、同条第四項「を、同条第六項」に改め、同条を第六条とする。
第八条の二を第七条とする。
第九条第一項中「第三条」を「第四条」に改め、「第七条、第八条」を削り、同条を第八条とする。

附則

この省令は、平成十三年四月一日から施行する。
○文部科学省令第二十七号
私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第六十五条の二の規定に基づき、私立学校法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成十三年三月三十日

文部科学大臣 町村 信孝

私立学校法施行規則の一部を改正する省令(以下「私立短期大学」の下に「私立短期大学を除く。以下この項において同じ。))を加え、他の私立短期大学又は

私立短期大学」に改め、設置する場合」の下に「、又は当該学校法人が設置している私立短期大学に、その職員組織、施設、設備等(第十項において「職員組織等」という。))を基に、当該短期大学の収容定員の増加を伴うことなく、他の学科を設置しようとする場合」を、の学部の学科」の下に「、又は私立短期大学の学科」を加え、設置する学部の学科」を「設置する私立大学の学部の学科又は私立短期大学の学科」に改め、同条第十項中「、施設、設備」を削る。

この省令は、平成十三年四月一日から施行する。
○文部科学省令第二十八号
独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二十八号第二項、第三十号第一項及び第二項第七号、第三十一号第一項、第三十二号第一項、第三十三号、第三十四号第一項、第三十七号、第三十八号第一項及び第四項、第四十八号第一項並びに第五十号、独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通の事項に関する政令(平成十二年政令第三百十六号)第五号第二項及び独立行政法人通則法等の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令(平成十二年政令第三百一十六号)第三十九号の規定に基づき、並びに同法を実施するため、独立行政法人国立特殊教育総合研究所に関する省令を次のように定める。
平成十三年三月三十日

文部科学大臣 町村 信孝

独立行政法人国立特殊教育総合研究所に関する省令(以下「研究所」という。))に係る独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)以下「通則法」という。))第二十八号第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。
一 独立行政法人国立特殊教育総合研究所法(平成十一年法律第百六十五号)以下「研究所法」という。))第十一号第一号に規定する研究に関する事項
二 研究所法第十一号第二号に規定する研修に関する事項
三 研究所法第十一号第三号に規定する研究成果の普及及び促進に関する事項

四 研究所法第十一条第四号に規定する図書その他の資料及び情報の収集、整理、保存及び提供に関する事項
五 研究所法第十一条第五号に規定する相談、助言、指導及び援助に関する事項
六 業務委託の基準
七 競争入札その他契約に関する基本的事項
八 その他研究所の業務の執行に關して必要な事項
(中期計画の作成・変更に係る事項)
第二条 研究所は、通則法第三十条第一項の規定により中期計画の認可を受けようとするときは、中期計画を記載した申請書を、当該中期計画の最初の事業年度開始三十日前までに(研究所の最初の事業年度の属する中期計画については、研究所の成立後遅滞なく)、文部科学大臣に提出しなければならない。
2 研究所は、通則法第三十条第一項後段の規定により中期計画の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。
(中期計画記載事項)
第三条 研究所に係る通則法第三十条第二項第七号に規定する主務省令で定める業務運営に関する事項は、次に掲げる事項とする。
一 国立久里浜看護学校との協力に関する事項
二 施設及び設備に関する事項
三 人事に関する計画
四 中期計画期間を超える債務負担(年度計画の作成及び変更)
第四条 研究所に係る通則法第三十一条第一項の年度計画には、中期計画に定めた事項に關し、当該事業年度において実施すべき事項を記載しなければならない。
2 研究所は、通則法第三十一条第一項後段の規定により年度計画の変更をしたときは、変更した事項及びその理由を記載した届出書を文部科学大臣に提出しなければならない。
(各事業年度の業務実績の評価に係る事項)
第五条 研究所は、通則法第三十二条第一項の規定により各事業年度における業務の実績について独立行政法人評価委員会の評価を受けようとするときは、年度計画に定めた項目ごとにその実績を明らかにした報告書を当該事業年度の終了後三月以内に文部科学省の独立行政法人評価委員会に提出しなければならない。

私立短期大学」に改め、設置する場合」の下に「、又は当該学校法人が設置している私立短期大学に、その職員組織、施設、設備等(第十項において「職員組織等」という。))を基に、当該短期大学の収容定員の増加を伴うことなく、他の学科を設置しようとする場合」を、の学部の学科」の下に「、又は私立短期大学の学科」を加え、設置する学部の学科」を「設置する私立大学の学部の学科又は私立短期大学の学科」に改め、同条第十項中「、施設、設備」を削る。